

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公開番号】特開2001-340530(P2001-340530A)

【公開日】平成13年12月11日(2001.12.11)

【出願番号】特願2001-84973(P2001-84973)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 5/04

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 S

A 6 3 F 5/04 5 1 2 R

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 N

A 6 3 F 7/02 3 5 2 P

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月28日(2005.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有価価値が付与された記録媒体を発行する機能と記録媒体を受け付けて遊技媒体の貸出処理を実行する機能とを併せ持つ複数の遊技媒体貸出装置に、それぞれ自装置で発行した記録媒体について有価価値を含む登録情報を記憶する記憶手段と、前記記録媒体の記録情報と前記登録情報とを照合する照合手段とを具備させるとともに、各遊技媒体貸出装置を相互に通信可能にした遊技媒体の貸出管理システムにおいて、

前記遊技媒体貸出装置は、受け付けた記録媒体の登録情報が自装置の記憶手段に記憶されていないとき、その記録媒体の登録情報を記憶する遊技媒体貸出装置に前記記録媒体の記録情報を送信して、その記録情報と登録情報とを照合した結果を返送させ、この返送された情報により前記記録情報が適正であると判断したことを条件として、前記受け付けた記録媒体の記録情報を登録情報として自装置の記憶手段に記憶させることを特徴とする遊技媒体の貸出管理システム。

【請求項2】

前記遊技媒体貸出装置は、自装置の記憶手段に登録情報が記憶されている記録媒体につき、その記録媒体を受け付けた遊技媒体貸出装置から前記記録媒体の記録情報をその装置に記憶する旨を示す情報の送信を受けたことを条件として、前記記録媒体にかかる登録情報を無効化する請求項1に記載された遊技媒体の貸出管理システム。

【請求項3】

有価価値が付与された記録媒体を発行する機能と記録媒体を受け付けて遊技媒体の貸出処理を実行する機能とを併せ持つ複数の遊技媒体貸出装置、および有価価値が付与された記録媒体を発行する機能を持つ記録媒体発行装置の各装置が相互に通信可能に配備されるとともに、各遊技媒体貸出装置および記録媒体発行装置に、それぞれ自装置で発行した記録媒体について有価価値を含む登録情報を記憶する記憶手段と、前記記録媒体の記録情報と前記登録情報とを照合する照合手段とを具備させた遊技媒体の貸出管理システムにおいて、

前記遊技媒体貸出装置は、受け付けた記録媒体の登録情報が自装置の記憶手段に記憶されていないとき、その記録媒体の登録情報を記憶する遊技媒体貸出装置または記録媒体発行装置に前記記録媒体の記録情報を送信して、その記録情報と登録情報とを照合した結果を返送させ、この返送された情報により前記記録情報が適正であると判断したことを条件として、前記受け付けた記録媒体の記録情報を登録情報として自装置の記憶手段に記憶されることを特徴とする遊技媒体の貸出管理システム。

【請求項 4】

前記遊技媒体貸出装置および記録媒体発行装置は、自装置の記憶手段に登録情報が記憶されている記録媒体につき、その記録媒体を受け付けた遊技媒体貸出装置から前記記録媒体の記録情報をその装置に記憶する旨を示す情報の送信を受けたことを条件として、前記記録媒体にかかる登録情報を無効化する請求項 3 に記載された遊技媒体の貸出管理システム。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載された遊技媒体の貸出管理システムにおいて、前記相互に通信可能な装置に加えて、有価値の残っている記録媒体を受け付けて所定の精算処理を実行する精算装置が、前記各装置と相互に通信可能に設けられ、

前記精算装置は、登録情報を記憶するための記憶手段を備え、記録媒体を受け付けたとき、その記録媒体の登録情報を記憶する装置に前記記録媒体の記録情報を送信して、その記録情報と登録情報とを照合した結果を返送させ、この返送された情報により前記記録情報が適正であると判断したことを条件として、前記受け付けた記録媒体の記録情報を登録情報として自装置の記憶手段に記憶させ、その記憶した登録情報を用いて精算処理を実行するようにした遊技媒体の貸出管理システム。

【請求項 6】

前記精算装置は、前記受け付けた記録媒体の登録情報を記憶する装置に当該記録媒体の登録情報を記憶する旨を示す情報を送信する手段を具備し、

前記記録媒体の登録情報を記憶する装置では、自装置の記憶手段に登録情報が記憶されている記録媒体につき、前記精算装置から前記記録媒体の記録情報をその装置に記憶する旨を示す情報の送信を受けたことを条件として、前記記録媒体にかかる登録情報を無効化する請求項 5 に記載された遊技媒体の貸出管理システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

またこの発明は、記録媒体の過去の登録情報が誤って使用されるのを防止することにより、システムのセキュリティを高めることを第 2 の目的とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

【課題を解決するための手段】

この発明にかかる遊技媒体の貸出管理システムでは、有価値が付与された記録媒体を発行する機能と記録媒体を受け付けて遊技媒体の貸出処理を実行する機能とを併せ持つ複数の遊技媒体貸出装置が相互に通信可能に設けられている。また、これらの遊技媒体貸出装置には、それぞれ自装置で発行した記録媒体について有価値を含む登録情報を記憶する記憶手段と、前記記録媒体の記録情報と前記登録情報とを照合する照合手段とが設けられている。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

請求項1の発明では、前記遊技媒体貸出装置は、受け付けた記録媒体の登録情報が自装置の記憶手段に記憶されていないとき、その記録媒体の登録情報を記憶する遊技媒体貸出装置に前記記録媒体の記録情報を送信して、その記録情報と登録情報とを照合した結果を返送させ、この返送された情報により前記記録情報が適正であると判断したことを条件として、前記受け付けた記録媒体の記録情報を登録情報として自装置の記憶手段に記憶させる。

また請求項2の発明では、前記遊技媒体貸出装置は、自装置の記憶手段に登録情報が記憶されている記録媒体につき、その記録媒体を受け付けた遊技媒体貸出装置から前記記録媒体の登録情報をその装置に記憶する旨を示す情報の送信を受けたことを条件として、前記記録媒体にかかる登録情報を無効化する。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0019**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0019】**

請求項3の発明にかかる遊技媒体の貸出管理システムでは、前記遊技媒体貸出装置および記録媒体を発行する機能を持つ記録媒体発行装置の各装置が相互に通信可能に設けられる。この記録媒体発行装置にも、遊技媒体貸出装置と同様の記憶手段と照合手段とが設けられる。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0020**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0020】**

さらに請求項3の発明にかかる遊技媒体の貸出管理システムでは、前記遊技媒体貸出装置は、受け付けた記録媒体の登録情報が自装置の記憶手段に記憶されていないとき、その記録媒体の登録情報を記憶する遊技媒体貸出装置または記録媒体発行装置に前記記録媒体の記録情報を送信して、その記録情報と登録情報とを照合した結果を返送させ、この返送された情報により前記記録情報が適正であると判断したことを条件として、前記受け付けた記録媒体の記録情報を登録情報として自装置の記憶手段に記憶させる。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0021**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0021】**

請求項4の発明では、前記遊技媒体貸出装置および記録媒体発行装置は、自装置の記憶手段に登録情報が記憶されている記録媒体につき、その記録媒体を受け付けた遊技媒体貸出装置から前記記録媒体の登録情報をその装置に記憶する旨を示す情報の送信を受けたことを条件として、前記記録媒体にかかる登録情報を無効化する。

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

請求項5の発明では、請求項1～4のいずれかの構成に加えて、有価価値の残っている記録媒体を受け付けて所定の精算処理を実行する精算装置が、前記各装置と相互に通信可能な設けられている。この精算装置は、登録情報を記憶するための記憶手段を備え、記録媒体を受け付けたとき、その記録媒体の登録情報を記憶する装置（請求項1，2の構成が適用される場合には、遊技媒体貸出装置であり、請求項3，4の構成が適用される場合には、遊技媒体貸出装置または記録媒体発行装置となる。）に前記記録媒体の記録情報を送信して、その記録情報と登録情報を照合した結果を返送させ、この返送された情報により前記記録情報が適正であると判断したことを条件として、前記受け付けた記録媒体の記録情報を登録情報として自装置の記憶手段に記憶させる。そして、その記憶した登録情報を用いて精算処理を実行する。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

請求項6の発明では、前記精算装置は、前記受け付けた記録媒体の登録情報を記憶する装置に当該記録媒体の記録情報を記憶する旨を示す情報を送信する手段を有する。また、前記記録媒体の登録情報を記憶する装置では、自装置の記憶手段に登録情報が記憶されている記録媒体につき、前記精算装置から前記記録媒体の記録情報をその装置に記憶する旨を示す情報の送信を受けたことを条件として、前記記録媒体にかかる登録情報を無効化する。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

【作用】

各請求項にかかる発明によれば、遊技媒体貸出装置が他の装置に登録情報が記憶された記録媒体を受け付けると、その記録媒体の登録情報が記憶された装置（以下の実施例にならって「管理元の装置」という。）に前記記録媒体の記録情報が送信され、この管理元の装置において、記録情報と登録情報との照合処理が行われる。この後、管理元の装置から記録情報が適正である旨を示す照合結果が返送されると、記録媒体を受け付けた遊技媒体貸出装置の記憶手段に、その記録媒体の記録情報が登録情報として記憶される。

上記の処理によれば、受け付けた記録媒体を用いて遊技媒体の貸出処理が複数回実行される場合でも、繰り返し管理元の装置との通信を行って、記録情報の照合や書換えを依頼する必要がなくなる。また、管理元の装置からは記録情報の照合結果を送信するだけで良くなるので、送信データ容量を削減して効率の良い通信を行うことが可能になる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

請求項2および4の発明によれば、記録媒体を受け付けた遊技媒体貸出装置において前

記録媒体の登録情報が登録されるのに応じて、それまでの管理元の装置に記憶されてい
た登録情報が無効化されるので、過去の登録情報による誤った処理が行われることがない

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

請求項5,6の発明によれば、精算装置が記録媒体を受け付けたとき、精算装置から管
理元の装置に前記記録媒体の記録情報を送信して、管理元の装置で登録情報との照合処理
を実行する。この後、管理元の装置から前記記録情報が適正である旨を示す照合結果が返
送されると、精算装置は、前記記録媒体の記録情報を登録情報として記憶するので、装置
間で登録情報の送信を行う必要がなく、送信データ量を削減することができる。また、精
算装置は、この登録情報を用いて受け付けた記録媒体に対する精算処理を行うことができ
、その精算処理を行うのに応じて、その記録媒体の登録情報は精算装置側で管理されるよ
うになるので、遊技媒体貸出装置や記録媒体発行装置では、精算前の記録媒体の登録情報
のみを管理すればよい。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

さらに、請求項6の発明によれば、精算装置に記録媒体の記録情報が登録されることに
応じて、管理元の装置に記憶されていた登録情報が無効化されるので、精算処理後に過去
の登録情報による誤った処理が行われることがない。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0159

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0159】

【発明の効果】

請求項1~4の発明によれば、同じ遊技媒体貸出装置内で同じ記録媒体により複数回の
貸出処理を行う場合に、最初の貸出処理時に記録媒体の登録情報が自装置内に記憶されて
いるなくても、2回目以降の貸出処理では、自装置内の登録情報を参照して遊技媒体の貸出
の可否を判断できるようになり、貸出処理の度に通信を繰り返す必要がなく、効率良く貸
出処理を行うことができる。

また、受け付けた記録媒体の登録情報を記憶する際には、管理元の装置側の照合処理に
より記録情報が適正であると判断されたことに応じて、記録媒体の登録情報を登録情報と
して記憶するので、管理元の装置から登録情報を送信する必要がなくなり、送信データ量
を削減して効率の良い通信を行うことができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0160

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0160】

請求項5の発明によれば、精算後は記録媒体の登録情報を精算装置で管理することがで

きるので、遊技媒体貸出装置や記録媒体発行装置は、精算前の記録媒体、すなわち遊技者が使用または所有している記録媒体の登録情報のみを管理すればよく、登録情報の参照時の効率を向上することができる。また、受け付けた記録媒体の登録情報を記憶する場合に、管理元の装置から登録情報の送信を受ける必要がなくなるから、送信データ量を削減して効率の良い通信処理を行うことができる。

【手続補正 1 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 6 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 6 1】

請求項 2 , 4 , 6 の発明によれば、遊技媒体貸出装置や精算装置が自装置に登録情報が記憶されていない記録媒体を受け付けて貸出処理を行う場合に、管理元の装置に記憶されている登録情報が無効化されるので、過去の登録情報による誤った処理が行われるのを防止して、システムのセキュリティーを高めることができる。